

銘文に、「永昌元年（689 年）」とあります。このように唐の武則天の年号が碑文に刻まれたのは、すでに(注 1)九州王朝の実権が反唐派の倭国から親唐派の日本国に移っていることを物語っています。当然、関東の一角、那須だけが唐の支配下にあるわけではありません。永昌元年の時点では、九州の倭国から近畿の日本国に引き継がれていた地域のすべてが、唐武則天の支配下になったと考えられるからです。

(注 1)：九州王朝は、663 年（天智 3 年）「白村江」の敗戦の後、徐々に主権が日本国に移り 701 年の日本国成立（大宝建元）とともに衰退した。詳細は、「年号」と「記・紀」を作った人たち（2019 年）平成 31 年 4 月藤代歴史愛好会を参照。

フリー百科事典『ウィキペディア』によりますと



【那須国造碑 銘文】
永昌元年己丑四月飛鳥浄御原大宮那須国造
追大壹那須直葦提評督被賜歳次庚子年正月
二壬子日辰節珍故意斯麻呂等立碑銘偲云尔
仰惟殞公廣氏尊胤国家棟梁一世之中重被貳
照一命之期連見再甦碎骨飛髓豈報前恩是以
曾子之家无有嬌子仲尼之門无有罵者行孝之
子不改其語銘夏堯心澄神照乾六月童子意香
助坤作徒之大合言喻字故無翼長飛无根更固

那須国造碑（なすのくにのみやつこのひ、なすこくそうひ）とは栃木県大田原市（旧・那須郡湯津上村）にある古碑（飛鳥時代）であり、国宝に指定されている。書道史の上から、日本三古碑の 1 つとされる。碑身と笠石は花崗岩である。19 字×8 行＝152 字の碑文が刻まれている。

永昌元年（689 年）、那須国造で評督に任ぜられた那須直葦提(なすのあたいいてい)の事績を息子の意志麻呂らが顕彰（けんしょう）するために、700 年に建立されたものである。「永昌」という元号は唐のものであるが、日本の元号は 686 年に天武天皇の崩御により 701 年の大宝まで停止されていたため、（注 2）唐の元号を使用したと考えられている。

延宝 4 年（1676 年）、僧侶・円順により発見されその報を受けた領主である徳川光圀が笠石神社を創建し碑の保護を命じた。さらに碑文に記された那須直葦提、意志麻呂父子の墓と推定した上侍塚古墳と下侍塚古墳の発掘調査と史跡整備を家臣の佐々宗淳に命じている。碑は表面を下にして埋もれていたため、碑文が保存されたと推定される。なお考古学的には、上侍塚古墳と下侍塚古墳はいずれも 5 世紀の築造と推定されており碑の年代（7 世紀）よりずっと前のものになる現在、笠石神社の神体として祀られ崇敬されている。出典: フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』

解説：（注 2）冊封（さくほう）冊封国については、毎年の朝貢、中国の元号・暦（正朔）を使用することなどが義務付けられ、中国から出兵を命令されることもあるが、その逆に冊封国が攻撃を受けた場合は中国に対して救援を求めることができる。（部分）出典: フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』

この碑について、古田武彦氏（古代史研究家）は次のように述べています。

永昌元年己丑四年四月」飛鳥浄御原大宮那須国造追大壹」那須直韋提評督」被賜』歳次康子年正月二壬子日辰節尔』仰惟殖公廣氏尊胤国家棟梁一世之中重被貳照一命之期連見再甦〈下略〉 とあるのですが、従来説と私の読み方が違うのです。

『栃木県史』にでている読み方であるとか、岡崎敬さん、井上光貞さんなどの読み方のどれをみましても、私の読んだようには読んでいないのです。永昌元年から飛鳥浄御原大宮までは同じですが、那須国造、追大壹、那須直と、三つ共本人の肩書に読んで、三つの称号をもっている韋提(いてい)という人が、評督という称号を貰った。だから貰ったのは評督であると従来は読んでいます。誰れから貰ったかという、と、「飛鳥浄御原」ですから天武、持統、そして年代からみると持統（持統三年）です。

年号は永昌元年です。これは中国の年号、則天武后の年号で、天子の年号と則天武后の年号の二本立ての年号があった時の、則天武后の方の年号を書いてあります。これが従来説です。

しかし私は戦前や江戸時代には私と同じ読み方の人もいたのではないかと調べたのです。江戸時代からかなりこの碑は読まれていまして、水戸光圀はこの石碑を基にして韋提さんの墓はどれかと発掘したのです。上侍塚・下侍塚等ですね、江戸時代から非常に注目され、いろんな学者が読んでいますが、そのどれを読んでも従来説で私のような読み方をしている人はいないのです。

私は自分の読み方が自然だと思ったのです。

その根拠

(1) 評という行政単位がでてまいります。藤原宮の木簡で出てきましたように、己亥年（六九九年・文武三年）十月上挾国阿波評松里

のように“国”の方が上部概念で“評”の方が下部概念である。今でいえば〇〇県〇〇市のように、県が上部概念、市が下部概念です。府と市でも同じですね。こういう意味で上の単位が“国”である。下の単位が“評”である、もっと下の単位が“里”であるというのは動がしがたいと思われていたのです。



解説：令制国の成立は、昭和 42 年（1967 年）12 月、藤原京の北面外濠から「己亥（つちのとい、きどのいのしし、きが い）年十月上挾国阿波評松里□」（己亥年は西暦 699 年）と書かれた木簡「上挾国（現千葉県）阿波評（安房地方）の松里」とある。

よみ：かずさのくに あはのこほり まつのさと：右図」が掘り出され郡評論争に決着が付けられたとともに、『日本書紀』にある大化の改新の諸政策は後世の潤色であることが判明しており、多くの令制国が確実に成立したと言えるのは、大宝元年（701 年）に制定された大宝律令からである。出典：フリー百科事典 ウィキペディア

解説：大宝律令（たいほうりつりょう）は、701年（大宝元年）に制定された日本の律令である。大宝律令は、日本の国情に合致した律令政治の実現を目指して編纂された。刑法にあたる6巻の「律（りつ）」はほぼ唐律をそのまま導入しているが、現代の行政法および民法などにあたる11巻の「令（りょう）」は唐令に倣いつつも日本社会の実情に則して改変されている。

この律令の制定によって、天皇を中心とし、二官八省（神祇官、太政官 - 中務省・式部省・治部省・民部省・大蔵省・刑部省・宮内省・兵部省）の官僚機構を骨格に据えた本格的な中央集権統治体制が成立した。役所で取り扱う文書には元号を使うこと、印鑑を押すこと、定められた形式に従って作成された文書以外は受理しないこと等々の、文書と手続きの形式を重視した文書主義が導入された。

また地方官制については、国・郡・里などの単位が定められ（国郡里制）、中央政府から派遣される国司には多大な権限を与える一方、地方豪族がその職を占めていた郡司にも一定の権限が認められていた。

出典: フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』

（本文の続き）国造については論議が沢山あるのですが、要するに“国”に関する実力とか名誉とかをもった称号であるのは明らかです。それに対して評督は評に関する督（監督）とか評を支配する権限をもった長官であることも、恐らく明らかでしょう。

すると従来説は「国造」をもっている人が、「評督」を貰って喜んでいる、となるわけです。しかし私の読み方では「評督」を貰っている人が「国造」を貰ったことになるわけです。嬉しいわけです。碑を建てたのは韋提(いてい)か死んでからですが、石碑を建てるのに値するのじゃないか。このように単純な感じかたで読んだのです。

(2) さて単純な感じ方だけから、“いい。”というわけではありません。私の「那須直・韋提評督」という読み方、評督の称号が本人の実名の下に付くことがあるのかという問題になるわけです。調べてみますと、あります。

「倉足諏訪評督」〈信濃国、金刺氏系図〉

というのがあります。これは系図ですので読み取り方に問題があるわけですが、問題がないのは「新家連阿久督領」〈皇太神宮儀式帳〉です。「督領」は「評督」と同類の称号です。「督領」が実名の下にきています。

私の読んだように「那須直韋提評督」と読んでも、少くとも実例からみると不思議ではないですね。

(3) それから「那須国造」と一連のものと考えられる「追大壺」があります。「追大壺」というのは非常にはっきりしております。天武の末年にこの制度が作られ持統朝に伝えられたのです。大宝からは違う制度になります。「追大壺」がでてくるのは天武の末年から

持続までの限られた年代にしかでてこないのです。でてきてはならないわけです。文武五年が大宝ですから、それ以後でてきてはならないわけです。

私の読み方では「追大壺」を飛鳥浄御原大宮から貰ったことになるので、全く矛盾がないわけです。

(4) 私が一番決め手になると思ったのはこの文章です。これは漢文ではありません。漢字が並んでいるので、漢文のような気がしますが漢文ではないのです。従来説であれ私の読み方でも漢文ではないのです。それなら何のルールもないかという、やはりルールはあると思うのです。

どういうルールかといいますと、「永昌元年」で始まり「飛鳥浄御原」となっています。これを逆にしても意味は変わらないわけです。「飛鳥浄御原」から「永昌元年」に〇〇を貰ったとしても意味に違いはないわけです。ただ日本語を漢字で並べてあるだけですから、日本語ではどちらを先に書いても、意味は通じるんです。

では何故に「永昌元年」が先にきているかという「尊卑関係」だと私は思うのです。尊いものを上にして、卑しいものというか、より尊くないものを下にもってきている。つまり「飛鳥浄御原」の方より中国の朝廷の方が尊いわけです。だから「飛鳥浄御原」を先頭にもってきてはいけない、「永昌元年」を先頭にしないではいけなかったんだろうと思うわけです。この文章を書いた人の意識は「尊卑」の上下関係にもとづいている、という仮説をたててみたのです。

そうしますと、従来説では、「那須国造・追大壺・那須直韋提」が今までの本人の肩書で、今度貰った肝心のものが、「評督」なのです。とすると飛鳥浄御原からいただいた肝心のものを、自分の足の下に踏んでいる、そういう形になるわけです。

これに対し、私の読み方では飛鳥浄御原からいただいたもの「那須国造・追大壺」を「飛鳥浄御原」の次にもってきて、本人「那須直韋提評督」を一番最後にしている。先程いいました「尊卑の順序」はスーッと通っているのです。

従来説では今度いただいた肝心のものを本人の足の下に置くという、こういう文章になっているのですね。「尊卑のルール」で書かれていると考えると、文章として一つのルールがある。すると私の方は、それに合っているが、従来説では合わない。

(5) それから「評督」は「那須評督」であることは誰れも疑ってないわけです。「韋提評督」と「那須」をカットしています。

従来説だと「那須国造」「那須直」と二度「那須」を付けていながら、肝心のものである「評督」には「那須」をカットしていることになるのです。これは不自然だと思います。他の所をカットしても「那須評督」を貰ったとこれだけはキッチリと書いてほしいですね。

これに対して私の読み方では、「那須直・韋提評督」です。那須の直の韋提評督ですから、評督に那須評督とするとかえっておかしいです。先程の例もそうではないです。そして今度貰った肝心のものに「那須国造・追大壺」と那須をつけているわけです。ただ国造でなく那須国造とちゃんと書いている。

“貰った、肝心のものに省略がない。”という点も私の読み方ならいいが、従来説では肝心のものに三回目だからめんどくさい、やめとけという形になります。

(6) 最後に一番の問題があります。

この石碑の最大の特徴といいますか、不思議な点があります。

今までの解説ではこれから説明するところをあまり不思議だとは言ってないのですが、私には不思議だと思われるのです。

この韋提が一生の内二回いい目にあったというのを、先程引用しました文の後半でくり返しています。一生の内二回お陽さんのあたるいい目にあった。二回いい目にあっただけでなく、もう駄目だと思ったら又生きかえたという、本人にはショッキングな喜びだったらしいですね。確かにそうですね。御本人は二回称号を貰っているのです。

「那須国造・追大壺」を貰ったのと「評督」というのを貰ったのです。「那須直」は姓ですから自分が貰わなくても、お父さんお祖父さんから伝わっててもいいのです。しかし「那須国造・追大壺」「評督」は本人が貰ったのです。特に「追大壺」は御本人が貰ったのに決っているのです。二回いい目にあっているのは本人の称号からも明らかなんです。

ところが不思議なことに、二回いい目にあったのなら二回の時点があり、二回いい目にあててくれた人がいるはずなんです。石碑には一回の時点と一つしか与えた人が書いてないのです。これがこの碑の一番の不思議だと思うのです。あと一回の称号については、誰れから何時貰ったかは省略しますという姿勢なのです。

これはこの石碑の分量からも不思議です。先程の引用は一部分です。大きな立派な石碑でして、碑面がなくて一回分は省略したというものではありません。一回分を完全に故意にカットしているわけです。ここがこの石碑の不思議なところですよ。

そこで私の説と従来説の場合、何を表し何を隠しているか違って来るわけです。従来説では「那須国造・追大壺」を誰れから何時貰ったかは御遠慮申します。省略します。そして「評督」を「永昌元年」に「飛鳥浄御原大宮」から貰いましたといっていることになります。

私の場合は「那須国造・追大壺」を「永昌元年」に「飛鳥浄御原」から貰いました。これははっきり碑に書きます。しかし「評督」についてはかつて、誰れから貰ったかは触れません、ということになるわけです。

先程いいましたように「追大壺」はどうみても天武持統朝「飛鳥浄御原大宮」の称号ですから、「飛鳥浄御原大宮」から貰ったのは確実です。なのに従来説は誰れから貰ったのか直接書かず、何時かもカットしている。これは非常に不思議だと思うわけです。

ところが私の理解だと文字通り「永昌元年飛鳥浄御原大宮」から貰ったとなり、「追大壺」を貰う時点として、文句なくふさわしいわけです。しかし「評督」については誰れから何時貰ったかについてカットします。ということになっているわけです。

ここに至り、私はこれは非常に大きな問題に発展する、そのことを深く感ぜずにはいられなかったのです。

これに対して、田熊清彦氏・信之氏は（著作：那須国造碑 1989.10.30 発行）の中で、次のように述べています。

（略）なお前段部の「大宮」から「被賜」までの部分は、訓詁上六、七通りにも読み得るが通般的には「○○大宮治天下」などの用例から「・・・大宮に那須国造の追大壺なる・・・」とよめまた「評督」という目的語の位置と主語「韋提」及び動詞「被賜」の漢語ならぬ和語の敬語記述上の様子を考慮すると「・・・大宮より・・・」と動作、権威の動きを表立てても読むことが可能である。

このような重文構造に近い不確実になりかねない文章を未読するとその中から中・朝文化を接受し摂取しながら咀嚼して根付かせて行こうとしていた上古日本の人々の推察されるのである。

ただしこの「大宮」から「被賜」に至る部分は、古田武彦氏が説くように「・・・大宮は、那須国造、追大壺を、那須直韋提評督に賜はる」とは訓めない。

なぜなら当代のこの種の文章には書式があるようであり那須直韋提評督と言った官職を姓名の下に措く形は当代には確認されないからである。同種表記の類例として古田氏の指摘したものは傍注小字を本文に続けて同列に読んだりしたものですべて誤認である。

また「被賜」の動詞に関して言えばその目的語は和文脈化された表現のゆえにか伊福部徳足比賣墓誌銅壺（右図）の遺例のようにその直上に置かれるのが常態だからである。

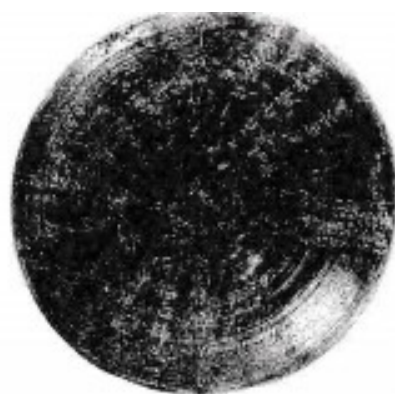
（その形式は）

一に記銘される日時、
二に権威者の名、
三に権威者に連なる自己の立場、
四に自己の立場と権威を裏付ける官名と据え、
五に和文脈のもとに和化された動詞をとどめる。（となっている。）

（略）と述べています。



② 刻字部分拓影



① 伊福吉部徳足比賣墓誌銅壺（身・蓋）



図版42 銅壺墓誌

また、石田敬一氏は、詳しく次のように述べています。

(1) 那須国造碑の碑文は、次のとおりです。
永昌元年己丑四月飛鳥浄御原大宮那須国造
追大壹那須直韋提評督被賜歳次庚子年正月
二壬子日辰節殄故意斯麻呂等立碑銘偲云尔
仰惟殞公廣氏尊胤国家棟梁一世之中重被貳
照一命之期連見再甦碎骨飛髓豈報前恩是以
曾子之家无有嬌子仲尼之門无有罵者行孝之
子不改其語銘夏堯心澄神照乾六月童子意香
助坤作徒之大合言喩字故無翼長飛无根更固

永昌元年（689 年）己丑(きちゅう)四月、飛鳥浄御原大宮にて、那須国造・追大壹を那須直韋提評督は賜わる。

歳次庚子年（700 年）の正月二壬子の日、辰節に殄(た)つ。故に意斯麻呂等碑を立て銘に偲びて尔(じ)かに云う。

「仰ぎ惟(おも)うに殞公(いんこう)は、廣氏の尊い胤(血筋)にして、国家の棟梁なり。一世之中に重ねて貳(ふた)つを照し

被(こうむ)り、一命之期に連ねて再び甦(よみがえ)りを見る。

碎骨挑髓するも、豈(あ)に前恩に報わんや。是を以て曾子の家に嬌子有ること无(な)く、仲尼の門に罵(ののし)る

者有ること无(な)し。行孝の子は其の語を改めず。

銘夏堯心、澄神照乾、六月童子、意香助坤、作徒之大、合言喩字。故に翼無くして長飛し、根无(な)くして更に固し」（読み下しは筆者による。以下同じ）

「那須国造追大壹那須直韋提評督被賜」の解釈は、那須国造・追大壹(ついだいいち)を旧称とする従來說と、評督を旧称とする古田説があります。

通説では「那須国造で追大壹の那須直韋提は、評督を賜はれり」と読み下されます。

一方、古田説では「那須国造・追大壹を、那須直・韋提評督（は）賜る」と読み下します。

私は、古田説が正しいと思います。というのも、追大壹は、天武十四年(685 年) に制定された新しい冠位四十八階の冠位制度によるものですから、その制定 4 年後の永昌元年（689 年）に追大壹の冠位が与えられたとすれば、新たな冠位を賜る時期として適当です。できたばかりの冠位制度に従って新たな冠位を賜ったことになります。

一方、「評」は、法隆寺旧蔵金剛観音菩薩像の銘文に「辛亥年（651 年）笠評」があり、評制及び評督の官職は 7 世紀半ばには存在したと考えられます。したがって、古い官職に新しい官職と冠位が与えられたことになり、評督であった韋提が国造・追大壹を永昌元年に賜る流れが自然であり、よく理解できます。

従來說の読解では、那須国造・追大壹である韋提(いてい)が評督を賜ったことになりませんが、新冠位の追大壹とともに那須国造の任命を受けたばかりの韋提(いてい)がすぐにまた評督の官職を賜ることになり不自然だと考えます。

ところで、評督は、古田武彦氏が『古代に真実を求めて』第9集（明石書店、2006年3月）などで筑紫都督の配下の倭国独自の官職であると示されています。中国においては中国の属国に対して都督を与えているものの評督の制度はありませんので、評督を倭国独自のものとする古田説に私も全く同感です。

そしてまた中国がその属国の王に都督を与えたように、評督について、私は、九州王朝である倭国（以下、九州倭国）の王者がその属国である各地の王に与えた官職であると考えます。

さて、九州倭国の王者がこの評督の官職の任命を実施したのと同じように、永昌元年に那須国造の官職とともに追大壹の冠位を与えたのも、九州倭国の王者であるとの見解があります。

通説では「飛鳥浄御原大宮」を人物と解して「持統天皇から賜わる」と解釈します。しかし、この見解について、私は違うと思います。

私は「飛鳥浄御原大宮」は文字どおり場所を示すと考えます。「飛鳥浄御原大宮にて賜わる」と読解するほうが適切であると思います。

国造・追大壹は、これまでの評督とは異なる官職・冠位の制度です。韋提は、評督とは異なる制度のもとに那須国造の官職と新たな冠位を与えられたのです。

そして、評制は701年まで続いたことが明らかになっていますので、それを与えた人物は、評督の官職を与えた同じ九州倭国の王者ではありえません。永昌元年の時点では、倭国の評制・評督制と並行して、倭国の属国である日本国の国造・冠位制が実効性を持っていたことをこの碑文は示しています。

永昌元年（689年）は『二中歴』年代歴に記載された、いわゆる九州年号の「朱鳥」（686～694年）の時代にあたります。九州倭国の独自年号「朱鳥」が続いている時期であつたにもかかわらず、「朱鳥」は記されず、唐の武則天の年号が碑文に刻まれたのは、すでに九州王朝の実権が反唐派の倭国から親唐派の日本国に移っていることを如実に物語っています。当然、関東の一角、那須だけが唐の支配下にあるではありません。永昌元年の時点では、九州の倭国から近畿の日本国に引き継がれていた地域のすべてが、唐武則天の支配下になったのです。

那須国造碑の碑文では、韋提は、一生の中で二回、蘇(よみがえ)り照らされたとあります。すなわち2回、日の目を見たということです。それは、九州の倭国から評督に任命されたときと、近畿の日本国から国造に任命されたときの2回ということです。特に2回目は起死回生の出来事だったということで「蘇」の語句が使われたのでしょう。

(2) 倭国と日本国の冠位制度について

『日本書紀』は、701年に建国された近畿王朝（新日本国）によって、前王朝である倭国とそれに繋がる日本国の歴史について記述されたという観点を持たないと、倭国と日本国の冠位制度についての理解は困難になると思います。

倭国の冠位制度について、『隋書』タイ伝（以下タイ國は倭国と記述）に「内官に十二等あり。一を大徳といい、次は小徳、次は大仁、次は小仁、次は大義、次は小義・・・・定数なし」とあり「内官」を定めています。

また『旧唐書』倭國伝には「官を設くる十二等あり」とあります。このように隋・唐の中国史書には、倭国の冠位制度が、内官の冠位で十二等で成り立つと示されます。一貫して十二等です。なお、高麗も十二等です。

官有太大使者，次大使者，次小使者，次大兄，次小兄，次對盧，次意侯奢，次烏拙，次太大使者，次大使者，次小使者，次禰奢，次翳屬，次仙人，凡十二等。

（中華書局版二十四史『隋書』1814頁）

一方で、書紀には、推古十一年（603年）に「始めて冠位を行う。大徳、小徳、大仁、小仁、大礼、小礼、・・・・并て十二階」の記事があります。この推古十一年（603年）の「冠位十二階」は、倭国の「内官十二等」と比べると冠位の書き順は違うものの、冠位名と等級階数がまったく同じですので、倭国の冠位制度を記述したものと考えられます。

史書 冠位

隋書 大徳・小徳・大仁・小仁・大義・小義

大礼・小礼・大智・小智・大信・小信

書紀 大徳・小徳・大仁・小仁・大礼・小礼

大信・小信・大義・小義・大智・小智

そして、「冠位十二階」に続いて、大化三年（647年）の「冠位十三階」制定、大化五年（649年）の「冠十九階」、天智三年（664年）の「冠位二十六階」、天武十四年（685年）の「親王・諸王十二階諸臣四十八階」まで冠位の階数が増えています。

大化三年（647年）の冠位十三階以降の冠位については、中国の史書に示されませんが、これらは、倭国の冠位制度ではなく、倭国の属国である日本国の冠位制度が記述されていると考えられます。つまり、書紀の大化以降の時期には、倭国の内官十二等制度とともに、その属国でありながら力を増してきた日本国の冠位制度が並存していたということになります。

近畿天皇家の一元史観では、なぜ中国史書に大化以降の冠位制度が記述されていないのか、説明できません。また、これらの冠位制度は九州王朝からの盗用とする意見もありますが、大化以降の冠位制度がなぜ中国史書に記述されていないのか、やはり説明できません。これまでの古代史観では、こうした冠位制度の説明が困難です。

『日本書紀』は、近畿王朝に先立つ九州王朝の倭国とそれを受け継いだ日本国の歴史を記述したものという観点に立つと、倭国と日本国の冠位制度がよく理解できます。

(3) いわゆる九州年号について

『日本書紀』には、「大化」「朱鳥」「白雉」など、いわゆる九州年号が記述されています。これらの九州年号は、書紀において隠された年号であると一般的に認識されています。もしくは九州王朝の史書から盗用されたという考え方もあります。

私は、こうした説明に納得がいきません。もし、書紀が九州年号を隠蔽したのだとすれば、なぜ、わざわざ「改天豊財重日足?天皇四年爲大化元年」とか「改元曰朱鳥元年仍名宮曰飛鳥浄御原宮」とか「今我親神?之所知穴戸國中有此嘉瑞所以大赦天下改元白雉」と書き残したのでしょうか。もし、これらの具体的な年号名を書紀が隠したいのであれば、改竄が明白になる危険を冒さず記述することはないのです。

しかし、実際には書紀は「大化」「朱鳥」「白雉」について、ときには理由らしきものまで付加して目立つように記述しています。となると、書紀は九州年号を認識し、かつそれを明らかにする意志があります。私たちは、そのように素直に認めなければなりません。「大化」「朱鳥」「白雉」の年号について、その改元理由を模索した論考はありますが、書紀がこれらの年号を記述した理由について、的確に答えられた論考はないように思われます。

なぜ、書紀は、これらの年号を記述したのでしょうか。私は、これまでも「東海の古代」等で述べてきているとおり、『日本書紀』は、古(いにしえ)の近畿天皇家の歴史を記述したものではなく、中国の正史の編纂ルールに従い、701年に近畿王朝が建国される以前に存在し滅亡した日本国の歴史について編纂する立場で記述したものです。日本の正史であるからこそ、その書名を編纂ルールに則し『日本書紀』と称するのです。そして、その日本国は『旧唐書』日本国伝にあるように「日本国は倭国の別種」であるものの「倭国の地を併せた」とあることから、九州王朝の倭国を引き継いでいます。したがって、『日本書紀』は日本国の歴史とともに倭国の歴史をも書き記した史書であるということなのです。

こうした観点でみれば、『日本書紀』は、九州倭国の歴史を記述する中で九州年号を記述し、その九州年号が連綿と続いていた証拠として、元号を改元して九州年号の継続を示していることに納得できます。

では、なぜ「大化」「朱鳥」「白雉」以外の年号は記述されなかったのでしょうか。書紀は、近畿王朝に都合の良いように書き直されていることは、多くの方が認めるところでしょう。九州年号をすべて記述すれば、様々な資料から収集した情報を編纂する際に記述が困難になります。ましてや、書紀を編纂した近畿王朝に都合の良いように編集しようとする際に、九州年号は邪魔ですから、必要最小限に九州年号を記述せざるをえなかったと私は考えます。

たとえば、『二中歴』にある命長（640～646年）や常色（647～651年）を記述すれば、書紀のいう大化の期間（645～650年）とそれぞれ重複してしまい、書紀編者が命長や常色を記述しながら、編纂しようとするれば、それらの年号が支障となって、うまく記述できません。したがって、年号を記述したくとも記述できないのは自明です。また、書紀のいう白雉の期間（650～654年）は、『二中歴』の常色（647～651年）や白雉（652～660年）と重なってしまい、同様の問題が生じます。

したがって、必要最小限の九州年号「大化」「朱鳥」「白雉」以外は記述できなかったし、記述しなかったのです。『二中歴』の年号の時期や年数が正しいとすれば、書紀の「朱鳥」「白雉」はおおむね『二中歴』と同じ時期になっていますが、「大化」は近畿王朝にとって都合よく使用されたため、大きくずれることになります。

書紀の大化（645～650年）は、貞観二十二年（648年）の「又附新羅奉表、以通起居」の記事など新羅が中国側に献上しているという状況を踏まえて、倭国独自の年号があったこと、つまり倭国は独立国家で新羅等は倭国にも貢献していたことを強調するために採用されたと考えられます。

たとえば、大化元年(645年)の「高麗・百濟・新羅、並遣使進調」、大化二年(646年)の「高麗・百濟・任那・新羅、並遣使、貢獻調賦」、大化三年(647年)の「高麗・新羅、並遣使貢獻調賦」などの貢献記事があります。新羅は倭国にも献上しているという倭国側の立場を明確に主張するために盛り込んだと思われます。書紀の大化三年（647年）に金春秋(キムチュンチュ)を倭国の人質にした、次の記事も同じ主旨により記述されていると思われます。

新羅遣上臣大阿?金春秋等送博士小徳高向黒麻呂小山中中臣連押熊來獻孔雀一隻鸚鵡一隻仍以春秋為質（孝徳天皇大化三年十二月是歳の条）

新羅、上臣大阿?金春秋等を遣わし、博士小徳高向黒麻呂・小山中中臣連押熊を送り、来りて孔雀一隻・鸚鵡一隻を献ず。仍りて春秋を以て質と為す。

新羅は、大阿?(テアチヤン)（17階位の第5等官）の官職にある金春秋(キムチュンチュ)を派遣し、新羅に派遣されていた高向黒麻呂と中臣連押熊とともに帰国し、クジャクとオウムを献上したということです。金春秋(キムチュンチュ)は、後に新羅の第29代の王（在位:654～661年）になる武烈王であり、この記事は、倭が人質としていたことを示すことで倭国が新羅を傘下においていた状況を示したと考えます。

また、『旧唐書』本紀の永徽(えいき)五年の献上に関して、倭は、唐の冊封体制下にあるのではなく、唐と対等の立場で外交していることを明確にするため、新羅が年号をやめた時期の7世紀の半ばの永徽元年（650年）や永徽(えいき)五年（654年）には、倭国が「白雉」（650～654年）年号を使用していたと書紀に明記しています。

ところで、大化は年号の始まりであることが研究者の常識になっています。しかし、書紀には大化が年号の始まりなどとは書かれていません。「建元」ではありません。書紀は大化を「改・・・・爲大化元年」としており、継続する年号の途中の年号であると示しています。それを勝手に、大化は年号の始まりであると主張するのは間違いです。『日本書紀』を701年以後の近畿王朝が自らの過去の歴史を書き記した歴史書であると捉えてきた点で、これまでの歴史学者の認識は誤っていたと私は考えています。（了）

参考

①飛鳥時代 元号 読み 始期 終期 年数 天皇名 改元(建元)理由

大化たいか 皇極天皇 4年6月19日（645年7月17日）～大化6年2月15日（650年3月22日）
6年 孝徳天皇 天下安寧、政化敷行による改元。

白雉はくち 大化6年2月15日（650年3月22日）～白雉5年10月10日（654年11月24日）
5年 孝徳天皇 穴戸国の国司が白雉を献上した祥瑞による改元。

――― 白雉5年10月10日（654年11月24日）～天武天皇15年7月20日（686年8月14日）
32年 ― 孝徳天皇の崩御後、新たな元号は定められず。

朱鳥しゅちょう 天武天皇15年7月20日（686年8月14日）～朱鳥元年9月9日（686年10月1日）
1年 天武天皇 （不明） （すちょう あかみどり）

――― 朱鳥元年9月9日（686年10月1日）～文武天皇5年3月21日（701年5月3日）
15年 天武天皇の崩御後、新たな元号は定められず。

大宝たいほう 文武天皇5年3月21日（701年5月3日）～大宝4年5月10日（704年6月16日）
4年 文武天皇 対馬国から金が献上された事による建元。（だいほう）

慶雲けいうん 大宝4年5月10日（704年6月16日）～慶雲5年1月11日（708年2月7日）
5年 文武天皇 西楼上に慶雲を見た祥瑞による改元。（きょううん）

和銅わどう 慶雲5年1月11日（708年2月7日）和銅8年9月2日（715年10月3日）
8年 元明天皇 武蔵国より和銅が献上された祥瑞による改元。

②二中歴 年代曆 (付西暦年数)
 年始五百六十九年内廿九年無号不記支干其
 間結繩刻木以成政

繼体 五 元丁酉 五一七～五二一

正和 五 元丙午 五二六～五三〇

僧聴 五 元丙辰 五三六～五四〇

貴楽 二 元壬申 五五二～五五三

兄弟 六 戊寅 五五八～五五八

師安 一 甲申 五六四～五六四

金光 六 庚寅 五七〇～五七五

鏡當 四 辛丑 五八一～五八四
 (新羅人來從筑紫至播磨焼之)

端政 五 己酉 五八九～五九三
 (自唐法華經始渡)

願転 四 辛酉 六〇一～六〇四

定居 七 辛未 六一一～六一七
 (注文五十具從唐渡)

仁王 十二 癸未 六二三～六三四
 (自唐仁王經渡仁王會始)

命長 七 庚子 六四〇～六四六

白雉 九 壬子 六五二～六六〇
 (国々最勝會始行之)

朱雀 二 甲申 六八四～六八五
 (兵乱海賊始起又安居始行)

大化 六 乙未 六九五～七〇〇

善記 四 元壬寅 五二二～五二五
 (同三年發誰成始文善記以前武烈即位)

教倒 五 元辛亥 五三一～五三五
 (舞遊始)

明要 十一 元辛酉 五四一～五五一
 (文書始出來結繩刻木止了)

法清 四 元甲戌 五五四～五五七
 (法文〃唐渡僧善知傳)

藏和 五 己卯 五五九～五六三
 (此年老人死)

和僧 五 乙酉 五六五～五六九
 (此年法師始成)

賢称 五 丙申 五七六～五八〇

勝照 四 乙巳 五八五～五八八

告貴 七 甲寅 五九四～六〇〇

光元 六 乙丑 六〇五～六一〇

倭京 五 戊寅 六一八～六二二
 (二年難波天王寺聖德造)

僧要 五 乙未 六三五～六三九
 (自唐一切經三千余卷渡)

常色 五 丁未 六四七～六五一

白鳳 二三 辛酉 六六一～六八三
 (對馬採銀觀世音寺東院造)

朱鳥 九 丙戌 六八六～六九四
 (仟陌町收始又方始)

覽初要集云皇極天皇四年為大化元年

已上百八十四年々号卅一代 (不) 記年号只人傳言
 自大宝始立年号而已

翻刻追文 飯田満麿

監修校訂 古賀達也

平成十四年五月二二日

な す の く に の み や つ こ の ひ 那須国造碑からわかること

那須国造碑の碑文からは那須の歴史だけでなく、日本の歴史上重要なことがわかります。
その一部を見てみましょう。

④しかし、700年の1月2日、韋提さんが死んでしまった。

⑤韋提さんのむすこと思われる「意斯麻呂」さん。

⑥意斯麻呂さんが韋提さんのために那須国造碑を建てました。



《碑文》

(以下四行は韋提さんが立派な人だったとほめたたえています。)

二	追	永	①
壬	大	昌	元
子	壹	元	年
日	那	己	丑
辰	須	四	月
節	直	飛	鳥
珍	韋	淨	御
故	提	原	大
意	評	宮	那
⑤	督	須	②
斯	被	国	造
麻	賜		
呂	歳		
等	次		
立	④		
碑	庚		
銘	子		
悞	年		
云	正		
尔	月		

①「永昌」は中国の年号で、元年は689年。当時、朝鮮半島にあった新羅という国では中国の年号を使っていた。

⇒那須に新羅と関係の深い人がいた(日本書紀には下毛野国に帰化した新羅人が移住したという記述があります)。

②国造(くにのみやつこ)は、国を治める豪族。

⇒むかしは「那須」という国があった。

③那須国造である韋提さんが評督(那須地域の役所の長官)に任命された。

⇒国が地方の役人を決める制度だった。

一行に19字、8行にわたって152文字が刻まれ、水戸光圀公が創立した笠石神社の御神体として国宝に指定されています。高さ148cmで八溝山系の花崗岩(白御影石)でつくられています。

また、群馬県の高胡碑(711年)、宮城県の高賀城碑(762年)とともに日本三古碑とよばれています。

那 須 国 造 碑

永昌元年己丑四月飛鳥浄御原大宮那須国造
追大壹那須直韋提評督被賜歳次庚子年正月
二壬子日辰節殄故意斯麻呂等立碑銘悃云尔
仰惟殯公広氏尊胤国家棟梁一世之中重被式
照一命之期連見再甦碎骨挑髓豈報前恩是以
曾子之家无有嬌子仲尼之門无有罵者行孝之
子不改其語銘夏堯心澄神照乾六月童子意香
助坤作徒之大合言喻字故無翼長飛无根更固

【書き下し文】

永昌元年己丑四月、飛鳥浄御原の大宮の那須国造、追大壹那須直韋提、評督を賜る。歳は庚子に次る
年、正月二壬子の日、辰節に殄す。故に意斯麻呂等、碑銘を立て悃ふと云う。仰ぎ惟ひみるに殯公は、広氏の
尊胤、国家の棟梁なり。一世の中、重ねて式照せられ、一命の期、連ねて再甦せらる。骨を砕き髓を挑ぐとも、豈
前恩に報いむや。是を以て曾子の家に、嬌子有ること无く、仲尼の門に、罵る者有ること無し。孝を行ふの子は、
其の語を改めず。夏の堯の心を銘じて、神を澄まし乾を照らさむ。六月の童子、意香しくして、坤を助けむ。徒を作
すことこれ大にして、言を合わせ字に喻かにす。故に翼無くして長く飛び、根无くて更に固からむ。

【碑文の大意】

永昌元年（六八九）四月、天武・持統天皇の治世で那須国造を務めた追大壹那須直韋提が、評督（評の長官）
に任ぜられた。その後、文武天皇四年（七〇〇）正月二日に亡くなった。そこで、意斯麻呂等が那須直韋提
を悃んで、次のように銘文を刻む。

思い返してみると、亡くなった韋提は広氏の末裔であり、国家を支えた人物であつた。一生の内に国造と評
督に任ぜられるという二度の栄誉にあずかり、生涯を終えてもその業績は子孫に引き継がれた。粉骨碎身し
て、必ずや韋提の業績と恩に報いなければならない。孝行の家門に驕る者はなく、孔子の門弟に罵る者はな
い。孝を重んじる韋提の子である我々は、その格言に背くことはない。孝で知られる堯の心を銘じ、心を澄
まして父を顕彰しよう。孝の心ある子は、母を助けるものである。立碑のために多くの者が集い、言葉を紡
いで碑文を記す。我々の功績は、翼はなくても広く知れ渡り、根はなくても強固なものになるだろう、と。

【参考文献】

- 田熊忠之・田熊清彦『那須国造碑』 中国・日本史文庫研究會、一九八九年。
- 東野治之『日本古代金石文の研究』 岩波書店、二〇〇四年。
- 尾崎昌弘『持統古墳と那須国造碑』 同成社、二〇〇八年。